

袋井市空家等対策計画の策定経緯等について

1. 策定経緯

年月	会議等名称	協議事項
平成 29 年度	9月 市議会建設経済委員会 所管事務調査	国・県・市の空き家の現状 市空き家分布調査における現状
	10月 市議会建設経済委員会 所管事務調査	空き家対策の推進に関する勉強会
	12月 市議会建設経済委員会 所管事務調査	空き家対策条例の制定 空き家バンク制度
	3月 市議会建設経済委員会 所管事務調査	空家等対策計画（概要版） 空家等対策協議会設立 空き家対策事業（学生シェアハウス）
平成 30 年度	市議会建設経済委員会	空き家対策に関する政策提言
	5月 第1回袋井市空き家等対策協議会【全体会】	協議会の目的と役割 専門部会の委員構成 本市の空き家等の状況
	6月 市議会建設経済委員会	空家等対策協議会の設立 協議会の役割と目的
	第2回袋井市空き家等対策協議会【第1回専門部会 「相談部会・利活用合同部会合同会議」】	空家等対策計画の策定
	9月 市議会建設経済委員会 所管事務調査	空家等対策計画（案）中間報告
	10月 第3回袋井市空き家等対策協議会【第2回専門部会「相 談部会・利活用検討部会・特定空家部会合同会議」】	空家等対策計画（素案）
	11月 第4回袋井市空き家等対策協議会【第3回専門部会「相 談部会・利活用検討部会・特定空家部会合同会議」】	空家等対策計画（案）
	袋井市景観アドバイザー会議	空家等対策計画（案）の報告
	12月 市議会（建設経済委員会・全員協議会）	空家等対策計画（案）の報告
	1月 パブリックコメントの実施	空家等対策計画（案）
3月 市街会（建設経済委員会）	計画最終案の報告	

2. 袋井市空家等対策協議会「委員名簿」

●部会長
○部会員

	役職	氏名	主な所属	部会		
				相談	利活用	特定空家
1	会長	原田英之	袋井市長			
2	副会長	大場英機	袋井市自治会連合会会長	○		○
3	部会長	脇坂圭一	静岡理工科大学理工学部建築学科（袋井市愛野）教授 袋井市都市計画マスタープラン・住生活基本計画懇話会委員	○	●	
4		小澤典良	静岡県宅地建物取引業協会（地域活性化検討委員会）推薦 ㈱造居（袋井市愛野東）代表取締役	●	○	
5		井上史人	静岡県司法書士会推薦 むつみ司法書士事務所（袋井市川井）	○		●
6	部会員	伊藤光造	NPO 法人 静岡県くらしまち継承機構（静岡市中区）理事長 袋井市都市計画マスタープラン・住生活基本計画懇話会委員 袋井市景観アドバイザー会議会長 ほか	○	○	
7		落合範明	磐田信用金庫袋井支店（袋井市高尾町）支店長 袋井市都市計画マスタープラン・住生活基本計画懇話会委員	○	○	
8		倉田布美江	倉布人一級建築士事務所（袋井市高尾町） 一般社団法人ふくろいコミクス		○	○
9		塩崎明子	㈱みそら（浜松市東区）取締役 袋井市都市計画マスタープラン・住生活基本計画懇話会委員 袋井市子ども子育て会議	○	○	
10		高塚智範	公益社団法人 静岡県不動産鑑定士協会推薦 高塚不動産鑑定士事務所（静岡市葵区） 袋井市固定資産税評価審査委員	○		○
11		原田清司	静岡県建築士会（中遠地区）推薦 原田一級建築士事務所（袋井市浅羽） 袋井市液状化被害軽減対策検討会相談員		○	○
12		早川麻由美	NPO 法人 ママもっと笑って（袋井市小山）理事長 袋井市都市計画審議会委員	○	○	
13		村上武司	大和ハウス工業㈱浜松支社（浜松市中区）	○	○	
14		渡辺尚司	一般社団法人 静岡県建設コンサルタント協会推薦 ㈱フジヤマ静岡支店（静岡市葵区）事業部次長	○	○	

3. 袋井市空家等対策協議会設置要綱

平成30年3月30日告示第75号

袋井市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 袋井市は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、袋井市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

- (1) 袋井市空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 袋井市空家等対策計画に基づく施策の検討及び推進方策に関すること。
- (3) 法第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）の認定に関すること。
- (4) 特定空家等の措置の方針に関すること。
- (5) その他空家等の対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域代表者
- (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関して学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は市長とし、副会長は委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、特定空家等及びその他の事項に関する協議を行うため、専門部会を置く。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、議事その他の会務を総理し、専門部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 協議会は、第8条第3項の規定により専門部会の議事が決されたときは、当該決議をもって協議会の決議とすることができる。

(専門部会の運営)

第8条 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 専門部会は、当該部会に属する委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、協議会の委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開等)

第9条 会議は、これを公開する。ただし、会長又は委員の半数以上が認めるときは、

非公開とすることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。